

出生届と同時にマイナンバーカードを申請した方へ

出生届と同時にマイナンバーカード（以下、「カード」といいます）の申請を行うと、住所地が荒川区の方は、本日より1～2週間程度、住所地が荒川区以外の方は2～3週間程度で、住所地またはご希望の送付先に、速達の簡易書留郵便でカードが届きます。

※原則として、申請の取りやめはできません。

※年末年始やシステムメンテナンスが行われる場合は、上記よりさらに時間がかかります。

※万一、申請に不備があった場合には、住所地のマイナンバーカード担当部署からご連絡をすることがあります。

※氏名や住所に自動代替不可能な文字が含まれる場合には、カードの受け取りは住所地の区市町村の窓口になることがあります。

※郵便局での保管期間中にカードを受け取れなかった場合は、住所地のマイナンバーカード担当部署に返戻されます。

※窓口でカードを受け取る方法については、住所地のマイナンバーカード担当部署へお問い合わせください。

※住民登録が完了してから3週間程度すると、新たに付番された個人番号をお知らせする「個人番号通知書」も届きます。

～マイナンバーカードを受け取った後の注意～

① カードの取り扱いにはご注意ください

カードには、電子的な情報を搭載した「ICチップ」が付いています。

ICチップは、折り曲げ、衝撃、高温、磁気、静電気等に弱いのでご注意ください。

※破損した場合、再交付手数料は有料（通常1,000円、特急発行の場合は2,000円）です。

② カードの紛失や盗難にあったら

カードの紛失や盗難にあったら、0120-95-0178（年中無休24時間受付）に電話して、カードの一時停止を申し出てください。カードを発見したらマイナンバーカードの担当窓口で一時停止の解除の手続きを行うことができます。

カードが見つからない場合は、再交付申請を行うことができます。紛失や盗難を理由とする再交付申請の場合、特急発行によるカードの再交付を希望することもできます。詳しくは住所地のマイナンバーカード担当部署へお問い合わせください。

③ カードと電子証明書には有効期限があります。

未成年の方のカードと電子証明書の有効期限は、カードの発行日から数えて5回目の誕生日までです。

カードと電子証明書の有効期限のおよそ3か月前に、国から更新のお知らせが郵送されますので、案内に沿ってお手続きください。なお、在留期間に定めのある外国人の方には、有効期限のお知らせは送られません。

④ 外国人の方へ

外国人の新生児は、滞在期間が60日の「出生による経過滞在者」です。在留カードまたは特別永住者証明書の交付を受けたら、必ずカードの有効期間内にカードの有効期間を変更する手続きを行ってください。



住所地が荒川区の方は、左記のQRコードから「マイナンバーカード利用のご案内.pdf」をご確認ください。

【問い合わせ先】

荒川区戸籍住民課住民記録係
マイナンバーカード窓口

☎03-3802-3111（内線3737）

